

障害者相談支援事業の実施体制見直し

1. 平成27年度の実施体制

《基幹相談》

(福)京都太陽の園(こひつじ)に委託。基幹相談支援センターとして、委託先派遣職員2名と市嘱託職員1名の相談支援専門員を社会福祉課に配置。主な業務は下記のとおり。

- ①当事者や家族、関係機関等からの相談(相談受付・一般相談事業所への繋ぎまで)
- ②困難事例への対応(初期対応・一般相談事業所への繋ぎ、安定期までの並走支援、繋いだ一般相談事業所への引き継ぎまで/以下③～⑤も同様)
- ③市障害者虐待防止センターとしての役割
- ④困難な地域移行・地域定着に関する業務
- ⑤困難な就労・就業促進に関する業務
- ⑥相談支援体制の強化(相談支援事業所の統括・後方支援・スーパーバイズ、人材育成等)
- ⑦地域における課題解決に必要な社会資源の整備(フォーマル・インフォーマルにかかわらず)及び各関係機関との連携
- ⑧権利擁護に関する業務及び後方支援(成年後見制度利用促進等)
- ⑨相談支援事業所との連携

《一般相談》

(福)京都太陽の園(こひつじ)に委託。主な業務は下記のとおり。

- ①当事者や家族、関係機関などからの相談
- ②福祉サービスの利用援助(支援に入る前の相談、福祉サービスへの繋ぎ、その後の関わり含む)
- ③当事者を支えるのに必要な関係者・関係機関との連携(家族・行政・医療等)
- ④社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・提案等)
- ⑤家庭生活及び社会生活を高めるための助言・提案・繋ぎ等
- ⑥専門機関の紹介(必要な専門機関への繋ぎ)
- ⑦権利擁護に関する業務
- ⑧基幹相談支援センターとの連携
- ⑨相談を受けた福祉サービスに繋がらない方への関わり

※フォーマル・インフォーマルにかかわらず、社会資源をフル活用して当事者や家族等が望む生活の実現のためのトータル的な支援を行うのが一般相談

《計画相談》

指定相談支援事業所が実施。主な業務は下記のとおり。

- ①当事者や家族、関係機関などからの相談
- ②福祉サービスの利用援助(プラン作成、支援に入る前の相談、福祉サービスへの繋ぎ、その後の関わり含む)

- ③当事者を支えるのに必要な関係者・関係機関との連携（家族・行政・医療等）
 - ④社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・提案等）
 - ⑤家庭生活及び社会生活を高めるための助言・提案・繋ぎ等
 - ⑥専門機関の紹介（必要な専門機関への繋ぎ）
 - ⑦権利擁護に関する業務
 - ⑧基幹相談支援センターとの連携
- ※プラン作成以外は一般相談と同一業務

2. 課題

基幹相談に関わる相談内容は複雑多岐にわたるものが大半で、その対応のために相談支援専門員が外出することも多く、相談支援専門員となかなか連絡がつかない、緊急時の対応がスムーズにできないといった場面があった。

また、基幹相談と一般相談を同一法人に委託しているため、双方の業務内容のすみわけが明確にできず、正しく機能していない部分もあった。

3. 平成28年度以降の実施体制

上記の課題を解決し、少しでも多くの方に支援が行き届くようにするため、計画相談が導入されている今、計画相談と一般相談の業務内容がほぼ一致していることを踏まえ、相談支援事業の実施体制を平成28年度から抜本的に見直した。

具体的には、これまで1事業所に委託していた一般相談を、市内の全指定相談支援事業所（5事業所）に委託して相談窓口を拡充するとともに、当事者と最も関わりの深い事業所が相談業務に携わる体制を確立し、当事者や家族の希望に沿った適切な支援を行うこととした。

《体系図》

